

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第10号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(<u>公金</u>の徴収又は収納の委託)</p> <p>第18条 市長は、<u>法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を指定公金事務取扱者（同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者は、歳入を収納した場合は、領収書を納入義務者に交付し、現金に納付済通知書を添えて金融機関に払い込まなければならない。</u></p> | <p>(<u>私人に対する歳入</u>の徴収又は収納の委託)</p> <p>第18条 市長は、<u>令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは契約を締結し、この旨を会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収入事務受託者」という。）が歳入を収納した場合は、領収書を納入義務者に交付し、現金に納付済通知書を添えて金融機関に払い込まなければならない。</u></p> <p><u>（市税の収納事務の委託基準）</u></p> <p><u>第18条の2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 収納の事務に関し、十分な知識及び</u></p> |

実績を有すること。

(2) 収納の事務を確実に履行でき、かつ、  
経営状況が健全であること。

(3) 収納した現金を安全かつ確実に管理  
し、市長が指定する日までに指定金融機  
関に払い込むことができること。

(4) 収納の状況を正確に記録し、遅滞な  
く市長に報告できること。

(5) 個人情報の保護に関し、適切な管理  
体制を有すること。

(支出事務の委託)

第45条 市長は、令第165条の3第1項の規定により、私人に支出事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 第37条から第41条までの規定は、別に定めのあるものを除くほか、支出事務の委託を受けたものについて準用する。

(検査の実施)

第101条 会計管理者は、次の各号に掲げる者が行う公金の出納及び預金の状況その他会計事務について定期及び臨時に検査しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 収入事務受託者及び支出事務受託者

(4) 略

(委託事務の計算書)

第114条 歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出事務の委託を受けた者は、毎月その出納に係る計算書を作成し、関係書類とと

(公金の支出の委託)

第45条 市長は、法第243条の2第1項の規定により公金の支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

(検査の実施)

第101条 会計管理者は、次の各号に掲げる者が行う公金の出納及び預金の状況その他会計事務について定期及び臨時に検査しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 指定公金事務取扱者

(4) 略

(委託事務の計算書)

第114条 指定公金事務取扱者は、毎月その出納に係る計算書を作成し、関係書類とともに翌月10日までに、当該事務を所管する主

務課長を経て、会計管理者に提出しなければならない。ただし、委託が解除され、又は委託を受けた事務が完了したときは、速やかに当該計算書を当該事務を所管する主務課長を経て会計管理者に提出しなければならない。

(事故の報告)

第117条 略

2 出納員等若しくは資金前渡職員又は指定公金事務取扱者は、その保管に係る現金又は有価証券を亡失し、又は損傷したときは、金品亡失(損傷)報告書により会計管理者に報告しなければならない。

3 略

もに翌月10日までに、当該事務を所管する主務課長を経て、会計管理者に提出しなければならない。ただし、委託が解除され、又は委託事務が完了したときは、速やかに当該計算書を当該事務を所管する主務課長を経て会計管理者に提出しなければならない。

(事故の報告)

第117条 略

2 出納員等若しくは資金前渡職員又は収入事務受託者若しくは支出事務受託者は、その保管に係る現金又は有価証券を亡失し、又は損傷したときは、金品亡失(損傷)報告書により、会計管理者に報告しなければならない。

3 略

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。